

第62回坂出市美術展覧会出品規定

趣旨・出品お願い

芸術文化の振興と発展をめざし、優れた市民の美術作品を展示し、美術に対する理解と鑑賞の機会とするため、本年度の坂出市美術展覧会開催要項が次のとおり決定しました。規定に沿った力作の出品についてご協力をお願いします。

主 催 坂出市文化協会

会 期 令和7年12月6日(土)～12月14日(日) 8日間
9:00～16:30(14日は15:00まで)
ただし、12月8日(月)は休館日

会 場 坂出市民美術館

種 目 ○第1部(絵画・水墨画) ○第2部(彫刻・美術工芸)
○第3部(書・篆刻) ○第4部(写真)

出品資格 坂出市内居住者および市内に勤務、高校に通学する者ならびに市関係者
その他、坂出市美術展覧会運営委員の認める者

出品規定 ※出品作品は各部門、1人1点とし、自分で創作したものに限りません。
※作品の大きさは次のとおりであり、規定外作品は受理できません。
※坂出市美術展覧会に未発表のもの。(本展に一度出品したものは出品できません。)
なお、第1部(絵画・水墨画)、第3部(書・篆刻)および第4部(写真)作品のガラス
張額装は禁止としますが、アクリルの使用は可とします。
※書等の釈文については、内容が分かるように記入してください。
※出品申込は、本名とします。(申込書の作者氏名欄は本名。)

第1部(絵画・水墨画) 6号以上100号までで、吊り下げ具の備え。
(版画は適当な大きさ)

第2部(彫刻・美術工芸) 制限なし、美術作品であること。
なお、破損する恐れのあるものについては、各自
保護方法について配慮すること。

第3部(書・篆刻) 全懐紙以上、縦横2.5m以下、大きさは3㎡以下、
重量は10kg以内、すべて表装・額装しているもの、
篆刻は適当な大きさ。なお、別添の「釈文用紙」も
提出願います。
(黒のペン・ボールペン等で記入してください。原本
コピーまたはパソコンでの記載も可能です。できる限
り常用漢字で記入してください。)

裏面へ続く

第4部(写真)

モノクロまたはカラーで、単写真は4ツ切り以上全倍まで。組写真は5枚以内の4ツ切り以上で1つのパネルに枠張りします。

※受理作品の保管については、十分注意しますが、不可抗力による忘失損に対してはその責は負いません。

※受理作品の展示、その他については、すべて運営委員会が決定するので、異議申し立てできません。

※規定より大きい作品でも、委員会が認めた場合は、この限りではありません。

搬入期間	令和7年11月29日(土)9:00～16:30 令和7年11月30日(日)9:00～16:00
搬入場所	坂出市民美術館
搬出期間	令和7年12月14日(日)15:15～16:30 令和7年12月16日(火)9:00～12:00 期間経過後は、作品管理の責任は負いません。
審 査	なし
運営委員会	坂出市文化協会美術部員および見識者で組織します。
連 絡 先	坂出市文化協会事務局(坂出市中央公民館内) TEL44-5025